

特別徴収対象者（注1）の年金の支払時に、国保税を差し引かせていただきます。（申し出により口座振替に変更することができません）

（注1）特別徴収対象者の要件

1. 世帯主が国保の被保険者。
2. 世帯内の国保加入者が65歳以上74歳未満。
3. 世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。
4. 世帯主に係る国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えない。

○納付時期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
普通徴収				●	●	●
特別徴収	○		○		○	
仮徴収						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	●	●	●	●	●	
特別徴収	◎		◎		◎	
本徴収						

国民健康保険税の滞納について

国保税を滞納すると次のような措置がとられます。

① 納付期限を過ぎると督促を受けたら、延滞金加算される場合があります。

② 更に滞納が続くと、有効期間の短い短期被保険者証（※1）が交付され、財産差押え等の滞納処分に伴う調査等に着手される場合があります。

③ 納期限から1年が過ぎると短期被保険者証の代わりに、被保険者資格証明書（※2）が交付される場合があります、その際はかかった医療費はいったん全額自己負担となります。

④ 納期限から1年半が過ぎると療養費、高額療養費、葬祭費などの国民健康保険の給付が全部、または一部が差し止められます。

⑤ それでも納付がない場合は、差し止められた保険給付から滞納している国保税に充てられる場合があります。

※1 短期被保険者証

国民健康保険の給付を受けることはできませんが、使用期限が短期間で定められており、保険証の定期更新を役場窓口で受けることとなります。

※2 被保険者資格証明書
国民健康保険の被保険者の資格があることを証明するだけで、保険証とは異なります。

加入、脱退には必ず届出を

加入の届出が遅れると、その間の医療費が全額自己負担になり、国保税についてはさかのぼって課税されます。

また、職場の健康保険に加入した時など、国民健康保険を脱退する時も手続きが必要となります。届出が遅れると、本来支払う必要のない国保税が課税されてしまいます。

加入している健康保険に異動があった場合は、14日以内に届出をお願いします。

退職者医療制度について

65歳未満で国保に加入している人のうち、厚生年金や共済年金に20年以上、もしくは40歳以降に10年以上加入して年金を受給している方は、「退職者医療制度」で医療を受けることとなります。医療機関受診時の自己負担割合は一般の国保と同様です。

該当する方は、年金証書を持参のうえお手続きください。

	こんな時は手続きを	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	勤務先の健康保険をやめた時	印鑑、勤務先の健康保険をやめた証明書
	勤務先の健康保険の被扶養者でなくなった時	印鑑、被扶養者でなくなった事が分かる証明書
	子供が産まれた時	印鑑、保険証、母子手帳
	生活保護を受けなくなった時	印鑑、保護廃止決定通知
国保をやめるとき	他の市町村に転出する時	印鑑、保険証
	勤務先の健康保険に加入した時	印鑑、国民健康保険と勤務先の健康保険の両方の保険証
	勤務先の健康保険の被扶養者になった時	
	死亡した時	印鑑、保険証（世帯主死亡の場合は世帯全員の保険証）、死亡を証明するもの
	生活保護を受け始めた時	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
その他	退職者医療制度の対象となった時	印鑑、保険証、厚生・共済年金証書
	町内で住所が変わった時	印鑑、保険証
	世帯主や氏名が変わった時	印鑑、保険証

○お問い合わせ

町民税務課

（資格）町民G (84)(84) 19665
（国保税）税務G (84)(84) 19665